平成２６年（フ）第８３４号
札幌市南区中ノ沢１丁目10番２―407号
債務者　木下　俊江
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
千葉県銚子市犬若11284番地の６
債務者　鈴木　真一（旧姓横倉）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３０号
相模原市中央区清新７丁目12番16号
債務者　井上　　了
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１３８号
相模原市中央区高根２丁目14番６号　リカーズ高根215
債務者　笹　　嘉記
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１３９号
相模原市中央区高根２丁目14番６号　リカーズ高根215
債務者　笹　　玲子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１１０号
静岡県沼津市大岡774番地の２　703号
債務者　望月　　透
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
神奈川県伊勢原市上粕屋503番地の44、前住所山梨県甲斐市志田231番地
債務者　川又　周逸
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６５号
神奈川県平塚市南金目1842番地の３
債務者　今野　　暁
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７４号
神奈川県平塚市四之宮６丁目14―67　グリンピア四之宮203、住民票上の住所神奈川県平塚市纏492番地の１　サニークレスト平塚弐番館210号室
債務者　西原　孝二
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３１号
新潟県村上市岩崎311番地81
債務者　大滝　　巌
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１７号
新潟県上越市清里区みらい325番地９
債務者　中谷　理香
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３１号
新潟県上越市春日山町３丁目25番10号　シティハイツイガラシＢ―１号
債務者　堀川　裕史
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第９６号
香川県高松市木太町1434番地５
債務者　宮本ナンシーこと　ＭＥＮＤＥＺ　ＮＡＮＣＹ
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８４号
長崎県長崎市西海町4715番地34
債務者　井手口陽子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
長崎県長崎市北陽町13番１―101号
債務者　松本　道代
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
長崎県長崎市横尾５丁目１番７―501号
債務者　丸場　達彦
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
長崎県長崎市片淵５丁目３番30号　コーポＶＥＧＡ201号、旧住所長崎県長崎市大手３丁目４番20―101号
債務者　橋本　幾久
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係